

厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の規定による旧適用法人に係る健康保険組合の設立に必要な事項等を定める政令

第一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（以下「平成八年改正法」という。）附則第三十一条第二項の政令で定める事項は、同条第一項に規定する旧適用法人に係る健康保険組合（以下第五条までにおいて「組合」という。）の管掌する健康保険の保険料率及び組合の最初の会計年度の収入支出の予算とする。

（厚生大臣の告示）

第二条 厚生大臣は、平成八年改正法附則第三十一条第二項の認可をしたときは、当該認可に係る組合について次に掲げる事項を告示しなければならない。

一 組合の名称

二 組合の事務所の所在地

三 組合の設立に係る事業所の名称及び所在地

(規約の公示)

第三条 平成八年改正法附則第三十七条第一項の事業主は、同条第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、組合の規約を公示しなければならぬ。

い。

第四条 平成八年改正法附則第三十七条第一項の事業主は、組合の設立後遅滞なく、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十九条第一項に規定する組合会を招集し、組合の設立の経過、保険料率及び最初の会計年度の収入支出の予算その他重要な事項を報告しなければならない。

(健康保険法施行令の適用)

第五条 組合の設立については、平成八年改正法

附則第三十七条及び前各条に特別の定めがある

場合を除くほか、健康保険法施行令第二章第一

（新）設備保組合に係る医療費処出金及び療養組合の規定の適用があるものとする。

〔新規保険料に係る医療費拡充金及び病院収入
付費拠出金の額の算定の特例〕

定する新設健保組合をいう。以下同じ。)に係る老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する医療費拠出金の額の算定については、同法第五十四条第一項ただし書中「ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額」とあるのは「ただし、当該保険者が厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律

係る高額療養費の支給を含む。)を受けたものかの規定の適用については、同項中「高額療養費(第二項及び前二項の規定による高額療養費を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは、「高額療養費(第二項及び前二項の規定による高額療養費を除く。以下この項において同じ。)」又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十条の二に規定する高額療養費(厚生年金保険法等の一部を改正する法律付則第三条第一号に規定する日を

の総数で除して得た額を改正前国共済法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、同項の規定により求めた標準報酬の月額

第九条 平成八年改正法附則第四十条第二項若しくは第三項又は第四十一条第一項に規定する者のうち健康保険法第五十五条ノ二の規定による

傷病手当金の受給権者であつて当該傷病による障害について平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政
府が支給するものとされた年金たる給付のうち

障害を支給事由とするものの支給を受けることができるものに対する健康保険法第五十八条第二項の規定の適用については、その者が引き続
き同法第五条第二項の規定による第百三十九條

き同法第五十五条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けている間は、当該年金たる給付を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）による障害厚生年金とみなす。

附 則

正 元 法
（施行期日）
号 附 則
（平成九年三月二八日政令第八四

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

足

月 よ

組)

の半